第10章 医療法人承継税制

10-4 非課税3基準

Q10-4

医療法人の出資持分放棄で非課税とされる3基準について教えて下さい。

A 10 - 4

出資持分の放棄は、相続税法第66条第4項によりみなし贈与課税がなされますが、相続税法施行規則第33条第3項の規定(関連通達を含む)を充足すれば、課税されません。

相続税法施行令第33条第3項は、「贈与税等の負担が不当に減少する結果」とならず、みなし贈与課税をしない基準を次のように規定しています。

- 3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第65条第1項に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第66条第4項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。
- 一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。(以下、省略)
- 二 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しく は役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した 場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選 任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- 三 その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないものに限る。)に帰属する旨の定めがあること。
- 四 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

これを項目毎に分けます(順不同)と、次の3基準になります。

- (1) 共通4基準
- (2) 適正な組織運営の基準
- (3) 個別基準(次の②、回のいずれか、2充足も可)
 - ② 特定医療法人の個別基準
 - 回 社会医療法人の個別基準